

自己株式の取得方法

Q : 会社法の施行によって、自己株式の取得方法が変わったと聞きました。どのようになったのですか？

A : 自己株式取得は、臨時株主総会での決議でできるようになりました。また、譲渡人を指定しないこともできるようになりました。

【解説】

これまでの商法では、自己株式を取得する場合は、あらかじめ必要事項を年1回の定時株主総会で決議しておくことが必要とされており、機動的に取得することが困難でした。

そこで、会社法においては、これを改正し、臨時株主総会における決議によっても取得することができるようにされました。なお、この場合の決議は、普通決議(総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、かつその議決権の過半数の賛成)で足りることとされています。

また、これまでは、自己株式を取得する場合には、あらかじめ会社に株式を売却する譲渡人を指定し、その譲渡人から直接株式を取得する相対取引に限られていましたが、会社法では、譲渡人を指定しない方法も認められることとなりました。

これにより、株主総会での決議を経た後は、取締役(取締役会)の決議を経て全株主に対して1株当たりの価格などの買受条件を通知し、これに応じた株主から自己株式を取得できるようになります。

